	外務省専門職員採用試験	財務専門官採用試験	国税専門官採用試験	食品衛生監視員採用試験
ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 (2)　人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学において薬学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者及び試験年度の三月までに当該課程を修めて大学を卒業する見込みの者 (2)　厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者及び試験年度の三月までに当該課程を修了する見込みの者

	全ての区分試験	労働基準監督官採用試験	航空管制官採用試験	皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）		刑務官採用試験	
				護衛官		刑務Ａ（武道）	刑務Ｂ（武道）
ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ(1)に掲げる者 (2)　厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者又は試験年度の三月までに当該課程を修了する見込みの者であって、大学を卒業したもの及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みのもの (3)　人事院が(1)又は(2)に掲げる者と同等の資格があると認める者	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者 (2)　人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	一　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して五年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者に準ずると認める者	二　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の者（前号イに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）	一　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の男子	二　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の女子